

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども18	離職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない</li> <li>・被保険者と申請対象者は別居している</li> <li>・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/ 受給放棄/受給延長中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険被扶養者認定申請書</li> <li>●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</li> <li>●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの</li> <li>●離職票1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書）</li> <li>・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書）</li> <li>・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書）</li> <li>※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）</li> </ul> </li> <li>※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手續終了後受給延長のゴム印が押されたもの）</li> <li>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類</li> <li>●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出</li> <li>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</li> <li>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</li> </ul>